

(設置)

第1条 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、同法第5条に規定する地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な事項を協議するため行田市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 市町村運営有償輸送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (3) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項
- (4) 地域公共交通計画の策定及び実施並びに実施に係る連絡調整に関する事項

(交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 行田市長又はその指名する者
- (2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が指名する者
- (3) 一般貸切（乗用）旅客自動車運送事業者が指名する者
- (4) 一般社団法人埼玉県バス協会の代表者又はその指名する者
- (5) 一般社団法人埼玉県乗用自動車協会の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 国土交通省関東運輸局埼玉運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転手が組織する団体の代表者又はその指名する者
- (9) 行田警察署長又はその指名する者
- (10) 埼玉県企画財政部交通政策課長又はその指名する者
- (11) 道路管理者
- (12) 鉄道事業者が指名する者

(13) その他交通会議が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(役員及び職務)

第5条 交通会議に次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副会長 1人

(3) 監 事 2人

2 会長は、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を統括する。

4 副会長及び監事は、会長が委員の中からこれを指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合には、会長の職務を代理する。

6 監事は、交通会議の会計を監査する。

7 会長、副会長及び監事は、相互にその職を兼ねることはできない。

(会議)

第6条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。

3 委員は、会議への出席及び議決権の行使を、代理人に委任することができる。

4 会議の議決の方法は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。

5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とすることができる。

6 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、意見等を聴くことができる。

(部会)

第7条 交通会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠

実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第10条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第11条 交通会議が解散した場合には、交通会議の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(事務局)

第12条 交通会議の庶務は、市民生活部交通対策課において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(行田市市内循環バス新運行路線等原案策定検討委員会設置要綱の廃止)

2 行田市市内循環バス新運行路線等原案策定検討委員会設置要綱（平成20年告示第128号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月30日告示第82号）

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年11月19日告示第321号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月1日告示第411号）

この告示は、令和4年4月1日から施行する。